

平成 29 年 7 月 20 日（木）午後 2 時

大阪広域水道企業団
経営管理部 企画課
電話 06-6944-8023（直通）
議会事務局
電話 06-6944-6045（直通）

平成 29 年第 2 回大阪広域水道企業団議会 7 月臨時会
及び 7 月議員全員協議会の開催について

平成 29 年第 2 回大阪広域水道企業団議会 7 月臨時会及び 7 月議員全員協議会を
下記のとおり開催いたしますので、お知らせします。

記

1. 日 時

平成 29 年 7 月 27 日（木）

- （1） 7 月議員全員協議会 12 時 30 分から
- （2） 7 月臨時会 13 時から

2. 会 場

国民會館住友生命ビル 12 階 大ホール
大阪府中央区大手前二丁目 1 番 2 号

3. 議 題

- （1） 7 月議員全員協議会
 - 議事日程等
- （2） 7 月臨時会
 - 付議事件
 - 議長の選挙
 - 副議長の選挙
 - 企業長提出議案（議案 3 件、報告 2 件《別紙「提出予定議案等」参照》）
 - 諸般の報告
 - 監査委員報告 1 件《別紙「提出予定議案等」参照》

4. 傍聴の取扱いについて

- 傍聴席は一般席と報道関係者席に分かれます。
- 一般席の傍聴の定員は 30 人です。
- 会議当日、会場前で、12 時から先着順で受付を行います。

5. 取材に関する留意事項

- 取材を希望される方は、必ず受付を済ませてください。
- 受付は、会場前で、12 時から開始します。
- 記者及びカメラマンは、必ず自社腕章又は関西写真記者協会統一腕章を見えやすいところに着用してください。腕章の着用が無い場合、取材いただけないことがございますので、ご注意ください。
- 取材時は、企業団職員の指示、誘導に従ってください。

大阪広域水道企業団議会 7月臨時会 提出予定議案等

○議案

番号	名 称	概 要
第1号議案	大阪広域水道企業団個人情報保護条例一部改正の件	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、地方公共団体の条例に基づく個人番号の独自利用事務においても情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携が可能となったことに対応するため、所要の改正を行う。 ○施行期日 公布の日
第2号議案	大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例一部改正の件	○職員の育児休業の再取得及び再延長並びに育児短時間勤務の終了日の翌日から1年を経過しない場合に再度の育児短時間勤務をすることができる特別の事情として、これまで運用により「保育所等における保育の利用の申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を認めていたが、同様に運用していた国家公務員の育児休業について人事院規則に明記されたことを踏まえ、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき本条例に規定するもの。 ○施行期日 公布の日
第3号議案	平成29年度大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算の件	○平成29年度の水道用水供給事業に係る債務負担行為の補正について議決を求めるもの。

○報告

番号	名 称	概 要
第1号報告	平成28年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算繰越計算書報告の件	○地方公営企業法の規定に基づき、平成28年度水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画について報告する。
第2号報告	平成28年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算繰越計算書報告の件	○地方公営企業法の規定に基づき、平成28年度工業用水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画について報告する。

○監査委員報告

名 称	概 要
例月現金出納検査の結果に関する報告の提出	○地方自治法の規定に基づき、例月現金出納検査を執行した結果の報告を提出する。